

2021年度 地層処分模型展示車の点検・整備・修繕

仕様書

2021年4月

原子力発電環境整備機構

1. 件名

2021年度 地層処分模型展示車の点検・整備・修繕

2. 目的

地層処分模型展示車（以下「展示車」という）の点検・整備・修繕を適切に行うことにより、展示車の安全確保に努める。

3. 実施内容

展示車の管理業務のうち車両の点検・整備・修繕については、以下の内容を含む。

なお、作業にあたっては、関係法令を遵守し、安全を確保して実施すること。

また、受託者は以下を遵守すること。（なお、再委託は原則として認めない。再委託する場合は必要な理由を付して書面にて承諾を得ること。）

- ・機構の掲げる経営理念に則り、かつ、機構の事業の社会的影響の大きさに特に留意して誠意をもって受託業務を実施すること
- ・機構の事業の公正性、透明性および信頼性を棄損することのないよう受託業務を実施すること

(1) 点検・整備

- ・機構が作成した計画に基づき協議の上、点検・整備実施日程を決定する。
- ・点検・整備実施日程に基づき定期点検・整備を実施する。
- ・定期点検・整備の結果を「定期点検整備記録簿」に記録する。

① 点検

- ・車検
- ・法令定期点検（3ヶ月点検、12ヶ月点検）
- ・その他定期点検（1ヶ月点検、週点検）

※1ヶ月点検

- ・車両運行の有無に関わらず毎月実施する。
- ・点検を実施し、車両に異常がないことを確認する。

※週点検

- ・車両の運行期間が10日以上空いた場合に実施する。
- ・10Km程度走行し、車両に異常がないことを確認する。

② 整備

点検時に車両の整備が必要と判断された場合、速やかにその内容を機構に報告し必要な整備を実施する。

(2) 車両の修繕

- ・ 車両運用時に不具合等が発生した場合は機構よりその内容を連絡する。その場合、速やかに修繕見積書を提出し機構の承認を経たうえで必要な修繕を実施すること。
- ・ 展示車の修繕に当たっては、展示車の駐車場から修繕工場まで運搬すること。
- ・ 展示車の修繕完了後は、修繕工場から展示車の駐車場まで運搬すること。

4. 実施期間

契約締結日～2022年3月31日

5. 報告書の提出

(1) 報告書

- ・ 車検および法令定期点検・整備については、実施後速やかに報告書を提出する。
- ・ その他定期点検・整備については、実施後速やかに報告書を提出する。
- ・ 点検・整備の実施および展示車修繕を行った場合については、実施後速やかに報告書を提出する。

(2) 四半期毎報告書

- ・ 四半期毎に本件の報告書を提出する。
- ・ 四半期毎報告内容は、車検、法令定期点検・整備、その他定期点検・整備および車両の修繕に関する実施内容とする。
- ・ その他、必要に応じて本件の報告書を提出する。

6. 支払

(1) 車両の「点検・整備」

検査後払い（四半期毎）とする。

(2) 車両の修繕

展示車の車両修繕が行われた都度証憑類確認後、四半期毎の実費精算とする。

本仕様書に記載されている事項および本仕様書に記載のない事項について疑義等が生じた場合は、機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

- ※ 別紙1：車両の定期点検・整備
- ※ 別紙2：車両の整備事項
- ※ 別紙3：車両の修繕事項

以上

【車両の定期点検・整備】

定期点検・整備については、展示車が年間を通じて稼動できる状態が維持できるよう次のとおり実施すること。

1. 車検（11月に実施）

道路運送車両法に基づき車検を受けること。

2. 法令定期点検・整備

道路運送車両法に基づき定期点検・整備を行うこと。

- ・ 3ヶ月点検（5月、8月、2月に実施）

- ・ 12ヶ月点検（11月に実施）

3. その他定期点検・整備

(1) 1ヶ月点検・整備

- ・ 原則月初めに実施すること。（やむを得ない事情がある場合はこのかぎりではない）

- ・ 1ヶ月点検は、作業安全を優先し行うこと。

	点検内容
点検前確認	車両の周りを一通り目視確認する。
ランプ類	点灯、点滅に不具合がなく、汚れや損傷がないか。
タイヤ	空気圧が適当であるか。 亀裂・損傷・異常摩耗がないか。 フロント・ホイール・ベアリングのガタがないか。 ボルトはきちんと締められているか。
バッテリー	バッテリー液は十分にあるか。 充電は良好か。 バッテリーの液垂れはないか。 バッテリーケーブルが腐食していないか。 ターミナル部の接続状態は良好か。
原動機	異音はないか。 排気の状態は良好か。 潤滑油装置の油漏れはないか。 燃料装置の燃料漏れはないか。
排気装置	エキゾースト・パイプ及びマフラの取付けの緩みはないか。
ブレーキ	リザーバタンクの液量が適当な量があるか。 ブレーキの液量は適当であるか。 異音はないか。
装備	ドア・ハッチに異常はないか。 非常口の扉の機能は良好か。
その他	ジェネレーターが正しく動作するか。

(2) 週点検・整備

- ・原則週初めに実施すること。(やむを得ない事情がある場合はこのかぎりではない)
- ・週点検は、作業安全を優先し行うこと。

点検項目	点検内容
点検前確認	車両の外壁に損傷がないか目視確認を行う。
ランプ・ヒューズ類	ランプ・ヒューズ類の予備品は確保されているか。
タイヤ	空気圧が適当であるか。 亀裂・損傷・異常摩耗がないか。 フロント・ホイール・ベアリングのガタがないか。 ボルトはきちんと締められているか。
走行検査	10Km程度走行し、車両の状況を確認する。 [車検証] 車検証が車内に保管されているか確認 [原動機] 低速・加速の状況確認 エンジン音の異音確認 排気音・排気の色の確認 ラジエター温度の確認 [タイヤ] タイヤのガタつき確認 [ハンドル] ハンドルの遊びの確認 [クラッチ] ペダルの遊びおよびクラッチの切れの状況確認 クラッチの感覚(床板とのすき間は適当な間隔か確認) [ブレーキ] ブレーキの効きの確認 ブレーキペダルの踏みしろの確認 駐車ブレーキレバーの引きしろ確認 駐車ブレーの効き確認 [室内] 暖房・冷房・換気に不具合がないか確認
積荷の確認	積載物の状況確認(場合によっては積荷を屋外へ出し確認する) 荷台の空気の入替え(乾燥)を行う。

【車両の整備事項】

点検・整備時に設備の調整・消耗部品類の交換・油類等の補充など必要が生じた場合は機構へ報告し整備を実施する。

[整備の一例]

かじ取り装置	パワーステアリングのベルトゆるみ・破損
	パワーステアリングの油漏れ
	パワーステアリングオイルの補充
制動装置	ブレーキペダルの調整
	ホース・パイプの損傷・漏れ
	ブレーキ液の補充
	ブレーキパットの摩耗・交換
	ブレーキシリンダーの摩耗・交換
走行装置	ホイールナット・ボルトの損傷・交換
	ホイールベアリングのがた・交換
動力装置	クラッチペダルの調整
	デファレンシャルの油漏れ・補充
電気装置	点火プラグの交換
	バッテリーのターミナルの交換
	バッテリーの交換
原動機	エア・クリーナ、エレメント交換
	ファンベルト交換
エアコン	冷媒ガスの補充
	フィルタ交換

【車両の修繕事項】

車両運用時に不具合等が発生した場合は機構よりその内容を連絡し修繕を実施する。

[不具合・破損等の一例]

分類	不具合・破損等の想定部位
車両駆動系	かじ取り装置関係、制動装置関係、緩衝装置（サスペンション等）、動力伝達系統、原動機関係（エンジン関係）、排気系統
車両外観	車両外観塗装、フロントガラス等の修繕、バックミラー等の修繕
車両全般	（夏・冬）タイヤ購入・交換、照明・補助灯交換、アウトリガー修繕および操作スイッチの取り換え
物損事故	保険会社等と相談の上別途協議